大阪市エイズ対策評価委員会委員名簿

50音順、敬称略

氏名	職業名
青木理恵子	NPO法人チャーム事務局長
鬼塚哲郎	京都産業大学文化学部教授
白阪琢磨	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター 臨床研究センタ-Iイズ 先端医療研究部長 HIV/AIDS先端医療開発センタ-長
東優子	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授
宮川松剛	大阪府医師会理事

大阪市エイズ対策評価委員会 事務局名簿

氏 名	所属·補職
吉田 英樹	保健所長
村中 康一	保健所感染症対策課長
松川 幸子	保健所感染症対策課長代理
小向 潤	保健所医務副主幹
浦林 純江	保健所保健副主幹

関係部局

氏 名	所属·補職
藪本 初音	健康局保健指導担当部長
石神 朋子	こころの健康センター保健主幹
吉田 政幸	こども青少年局子育て支援部管理課長
渡瀬 剛行	教育委員会事務局指導部首席指導主事
樽本 康隆	教育委員会事務局指導部教育活動支援担当課長
小笠原 準	大阪健康安全基盤研究所微生物課長

平成 25 年 7 月 26 日 規則第 163 号

大阪市エイズ対策評価委員会規則を公布する。

大阪市エイズ対策評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 28 年大阪市条例第 35 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、大阪市エイズ対策評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。 附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。